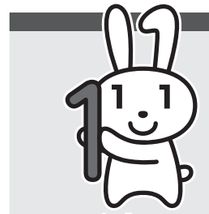

マイナンバーに関する疑問・質問
一問一答

Q1 マイナンバーの通知カード、というものが届いたけど、どうすればいいの？

通知カードには「マイナンバー（個人番号）」が記載されています。

マイナンバー制度が開始される平成28年１月以降は、社会保障や税、災害対策の関係で、行政機関への提出書類にマイナンバーを記載していただくことになります。また、行政機関の窓口で手続きをする際には、通知カードと運転免許証などの本人確認書類の提示をお願いします。

Q2 マイナンバー制度にはどんなメリットがあるの？

社会保障・税に係る行政手続きにおける添付書類の削減やインターネットの「マイナポータル」というお知らせサービス等による住民の利便性の向上に加えて、行政の事務が効率化されます。

また、所得などをより正確に把握することで、行政機関から個人の方への給付や、個人の方が行政機関に支払う税などの負担がより適正・公正に行われるなどの利点があります。

Q3 マイナンバー（個人番号）は、誰がどのような場面で使うの？

マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。 このため、住民の皆さまには、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書等にマイナンバーを記載していただくことになります。

また、社会保障や税の手続きでは、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などにもマイナンバーの提供を求められる場合があります。

なお、行政機関等がどのような場面でマイナンバーを利用するかについては法律や条例で定められており、それ以外に利用することは禁止されています。

Q4 マイナンバー（個人番号）は誰にでも教えたり、提供したりしていいの？

マイナンバーは、氏名や住所などと同じく「個人情報」となりますので、社会保障、税、災害対策の分野の手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に教えたり、提供したりしないようお願いします。

マイナンバーを提供することとなる具体的な提供先機関は、税務署、地方公共団体、年金・医療保険者、ハローワーク、勤務先、証券会社、保険会社などが考えられます。

Q5 他人のマイナンバー（個人番号）をむやみに収集してはいけないの？

社会保障、税、災害対策の手続きに必要な場合など、法律で定められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属さない者）のマイナンバーの提供を求めたり、収集したり、保管したりすることは、本人の同意があっても禁止されています。

Q6 個人番号カードは何に使えるの？通知カードとどう違うの？

「個人番号カード」は、ＩＣチップのついたプラスチック製のカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本４情報）と顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載されますので、本人確認のための公的身分証明書として使用できます（行政機関の窓口等では、通知カードの場合は通知カードに加え運転免許証等の本人確認書類の提示が必要ですが、個人番号カードの場合は個人番号カードだけで済みます）。そのほか、インターネットでｅ－Ｔａｘ等の電子申請等が行える電子証明書も付いています。

なお、通知カードには有効期限はありませんが、個人番号カードには有効期限があり、10年間（20歳未満の方は容姿の変化を考慮して５年間）となっています。

Q7 個人番号カードは交付申請しなければならないの？

個人番号カードを申請する・しないは、個人の自由です。なお、申請する場合には、顔写真を必ず添付願います。

使用する顔写真は、直近６カ月以内に撮影した、正面、無帽、無背景の縦4.5cm×横3.5cmのものに限られます。

Q8 通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があったときは、どうすればよいの？

引っ越しなどで市町村に転入届を出すときは、通知カードまたは個人番号カードを同時に提出し、カードの記載内容を変更することとなります。

それ以外の場合でも、通知カードまたは個人番号カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市町村に届け出をお願いします。

Q9 マイナンバー詐欺のニュースを見たんだけど・・・

全国的に「マイナンバー詐欺」が増加しています。行政機関が電話や訪問して、マイナンバーやマイナンバーに関連する個人情報を聞き出そうとしたり、お金を要求したりすることはありません。もし、マイナンバー詐欺かもしれないと思われることがありましたら、役場総務課（☎27－2322）にお電話ください。

フリーダイヤル（通話料無料）の「国のマイナンバーコールセンター」が開設されました

「通知カード」「個人番号カード」に関する一般的なことや、その他マイナンバー制度全般に関する一般的なお問い合わせにお答えします。

℡0120－95－0178

（受付時間　平日９:30～22:00　土日祝９:30～17:30）

○厚真町における「通知カード」「個人番号カード」に関する問い合わせ先

▶▶▶役場町民福祉課町民生活グループ（☎26－7871）

○厚真町におけるその他マイナンバー制度全般に関する問い合わせ先

▶▶▶役場総務課総務人事グループ（☎27－2322）

※役場への通話は有料ですので、あらかじめご了承ください。受付時間は平日８:30～17:30です。